

「(仮称)滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」の原案について

1 「基本的な考え方」の性格

- 「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想(平成23年度～27年度)」の策定後、「滋賀の教育大綱(第2期滋賀県教育振興基本計画[平成26年度～30年度])」および「滋賀県基本構想(平成27年度～30年度)」を策定。
- 今年度、構想期間が最終年度であることから、「滋賀の教育大綱」の考え方を踏まえ、「(仮称)滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方(平成28年度～30年度)」を策定。
- 「滋賀県基本構想」をはじめ「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」とも整合。
- 平成28年度以降、この「考え方」に基づき、本県の生涯学習社会づくりに関する取組を推進するとともに、今後の県の基本的な計画等の取組につなげていく。

2 これまでの経過

平成27年6月	常任委員会(策定スケジュール等説明) 市町訪問(意見交換) 企業・団体からの意見聴取
平成27年6～8月	「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」の検証
平成27年7月	社会教育委員会議
平成27年10月	常任委員会(骨子案説明) 県政モニターアンケート
平成27年11月	市町への意見照会 社会教育委員会議

3 今後のスケジュール(予定)

平成27年12月	常任委員会(原案説明) 市町生涯学習主管課長会議 市町への意見照会 県民政策コメント
平成28年3月	常任委員会(案説明) 「(仮称)滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」策定

「(仮称)滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」原案概要

資料1-1

1 策定の趣旨 2 「基本的な考え方」の性格 3 「基本的な考え方」の期間

■策定の趣旨

- ・教育基本法第3条の理念に基づき策定

(国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。)

- ・教育大綱(滋賀県教育振興基本計画)の柱の1つ「すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する」の考え方を踏まえ策定

■性格

- ・県民をはじめ、行政、関係機関の生涯学習に関する取り組みの基本的な理念や目指すべき姿、取組の視点や施策の方向性を示すもの
- ・「基本的な考え方」に基づき県の施策を推進するとともに、今後の本県の基本的な計画等の取組につなげる

■期間

・平成28年度～平成30年度(3年間)

4 現状と課題

(1)社会状況の変化

- 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行による地域コミュニティの弱体化の懸念
→「全員参加型社会」の必要性の高まり
- 人と人のつながりが希薄化する一方、人と人、地域と人とのつながりの大切さが再認識されてきている

(2)国の方針

- 第2期教育振興基本計画(H25.6.14)

教育行政の基本的方向性 = 社会を生き抜く力の養成、絆づくりと活力あるコミュニティの形成
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

- 目標 = 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- 教育再生実行会議第6次提言(H27.3.4)

～「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について～

- 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ、教育がエンジンとなって「地方創生」を

(3)滋賀県の生涯学習の成果と課題

(「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」(期間:平成23年度～平成27度)の検証結果等から)

- 主な成果:個人と社会のニーズに応じた学びの充実が図れた

- 主な課題:学びの成果を生かす機会や学びを通した人と人、人と社会のつながりの機会の提供
多様な主体との連携・協働の一層の推進

(4)県政モニターアンケート結果

- 望ましい社会:年齢・性別等に関わらず誰もが地域で学ぶことができる社会

お互い支え合う「互助・共助」の仕組みが構築されている社会 等

- 県に期待する役割:講座や研修についての情報提供、講座や研修の提供 等

(5)関係機関等からの意見

- 学習機会の提供の仕組みづくり

多様な主体が連携し、様々な学習機会を提供する仕組みづくり

- 情報の整理・発信

学習情報、活動の場、先進事例等、必要な情報を整理・発信

- 人材育成

地域で活動するリーダーや、それを支えるサポーター、多様な主体と地域をつなぐコーディネーターなどの人材を育成

5 滋賀県における「生涯学習」の意義

○一人ひとりが、学校教育、家庭教育、社会教育等において、生涯を通じて主体的に学ぶことで、個人の自立と協働に向けた意識や行動の変化をもたらし、「市民性」を育むもの

○「市民性」を育んだ一人ひとりが絆づくりや活力ある地域を創生し、社会的課題の解決を図るとともに、新しい豊かさを実感できる社会づくりに貢献するもの

6 目指す社会の姿

○県民一人ひとりが主体的に学ぶことにより「市民性」を育み、人と人、人と社会がつながることで「新しい豊かさ」を実感でき、活力ある社会

【イメージ】

- 年齢・性別・国籍等に関わらず、誰もが地域で学ぶことができ、地域で活躍できる「全員参加型社会」
- 生涯を通じて様々な機会や場で主体的に学ぶことにより、「市民性」を育成し、誰もが自分にとって可能な範囲でお互いに支え合うことのできる「互助・共助」の仕組みがある社会
- 高齢者が心身ともに健康寿命を延ばすことによって、地域コミュニティを支える担い手として求められるなど、生き生きと生活し、地域で活躍することで世代間の交流が活発となる社会
- 「生涯学習」をまちづくりの基盤とし、学校、図書館、公民館等を「地域の拠点」として、一人ひとりが活力ある地域づくりに取り組んでいる社会
- 地域と学校が組織的に連携・協働し、地域の力で子どもたちの「市民性」を育むなど、子どもたちとの関わりの中で地域の活性化・コミュニティの構築を図る、学校と地域が共にある社会

7 基本目標 8 重視する視点

■基本目標 社会の力で市民性を育み、活力ある地域を創生

■市民性の育成

～主体性と社会性を兼ね備えた人づくり～

- ・「共助社会づくり」の担い手となる人づくり
- ・多様な価値観を認め、対話と共生により、社会に貢献する人づくり
- ・地域を担うリーダーとして地域社会の課題や願いを共有できる人づくり
- ・新しい価値を創造する主体性と社会性を持つ人づくり

■地域創生

～人口減少を踏まえ、「学び」を生かした互助・共助のある活力あるコミュニティづくり～

- ・地域を学び、地域を知ることで、誰もが地域への愛着や誇りを持てる地域づくり
- ・誰もが可能な範囲で主体的に社会に参画できる柔軟な「互助・共助」の仕組みがある地域づくり
- ・学校、図書館、公民館等を「地域の拠点」としてコミュニティを形成する地域づくり

■次世代への継承

～次代を担う子どもたちの育成と、目指す社会の姿、地域づくりの仕組みの継承～

- ・学びの成果を生かすこと、「生涯学習」による地域づくりの仕組みを次世代に継承
- ・地域の力で、子どもたちを育み、子どもたちが地域の担い手となることで地域を活性化
- ・滋賀の地域資源(先人の知恵、歴史、文化、伝統や豊かな自然等)を体験を通して次世代へ継承

9 県の役割 10 県の施策展開の方向性

■県の役割 主体的な「学び」を通じて自ら方向性を決定し、活動に至るプロセスを支援 学校教育、家庭教育、社会教育の連携支援

(県民や市町の主体的な取組への広域的な支援や基盤づくり、情報発信、ネットワークの構築など)

■施策の方向性

- 多様な学びの支援 … 多様な学習機会の提供・活用の仕組みづくり、学習プログラムの情報発信等
- 学びの成果を生かせる環境づくりの推進 … 地域で学び、地域で活躍できる環境づくり等
- 連携・協働のネットワークの構築支援 … 地域課題の解決に取り組む団体や企業の相互連携が進むよう交流の機会の提供等

「(仮称) 滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」

～社会の力で市民性を育み、活力ある地域を創生～

(原案)

滋 賀 県

目 次

1 策定の趣旨	1
2 考え方の性格	1
3 考え方の期間	1
4 現状と課題	2
5 滋賀における「生涯学習」の意義	4
6 目指す社会の姿	5
7 基本目標	5
8 重視する視点	6
9 県の役割	7
10 県の施策展開の方向性	8

1 策定の趣旨

生涯学習については、教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定められています。

滋賀県では、「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想(以下「構想」という。)[期間:平成23~27年度]」において、「まなぶ」「いかす」「つながる」を3つの柱として、生涯学習社会づくりを推進しています。

また、「滋賀の教育大綱(第2期滋賀県教育振興基本計画[期間:平成26~30年度])」においては「すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する」を柱の1つとして、生涯学習の推進に取り組んでいるところです。

一方、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、価値観の多様化とつながりの希薄化などを踏まえ、「滋賀県基本構想[期間:平成27~30年度]」では、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を基本理念にするとともに、平成27年10月「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定し、すべての世代が、健康的で満ち足りた日々を住みよい滋賀の地で、安心して暮らすことができる活力ある地域社会の姿を目指すこととしています。

こうした中、「滋賀の教育大綱」を踏まえ、次世代を見据えた生涯学習社会づくりをすべての人々が共有して行動につなげることを一層推進する必要があり、自指す社会の姿や重視する視点などを盛り込んだ「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方(以下「基本的な考え方」という。)」を策定します。

2 「基本的な考え方」の性格

この「基本的な考え方」は県民をはじめ、行政、関係機関の生涯学習に関する取組の基本的な理念や目指すべき姿、取組の視点や県の施策展開の方向性を示すもので、「滋賀県基本構想」をはじめ、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」や関連する他の本県の計画等との整合を図っています。

この「基本的な考え方」に基づき県の施策を推進するとともに、今後の本県の基本的な計画等の取組につなげていきます。

また、県民をはじめ、地域、団体、教育機関、行政等の各主体に対し、生涯学習の推進に積極的な参加と協働を求めるとともに、各主体において事業を推進するための指針として、県民一人ひとりが考え、行動する契機となるよう発信していきます。

3 「基本的な考え方」の期間

この「基本的な考え方」の期間は、平成28年度(2016年度)から平成30年度(2018年度)までの3年間とします。

4 現状と課題

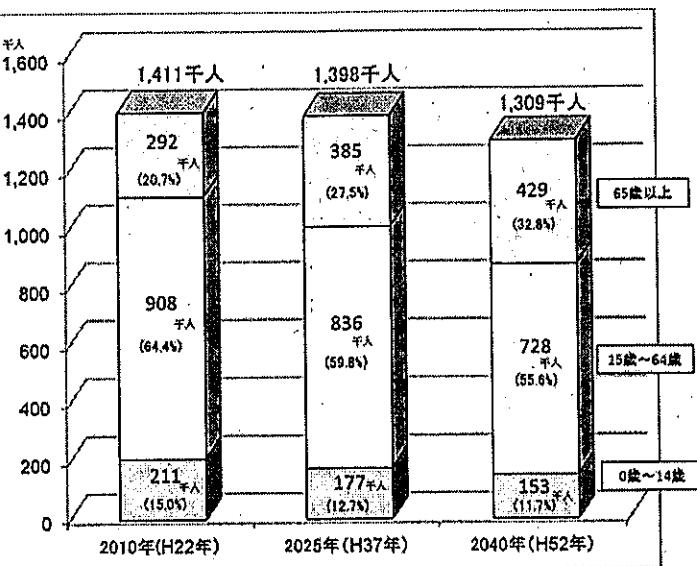
(1)社会状況の変化

本格的な人口減少社会の到来と少子・高齢化の進行により、地域のコミュニティの弱体化、活力低下が懸念され、一人ひとりが担い手として社会に参画する「全員参加型社会」の必要性が高まっています。

また、核家族化・単身世帯の増加等により人と人のつながりが希薄化する一方、物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさを重視する人々の価値観が多様化し、人と人、地域とのつながりの大切さが再認識されています。

※滋賀県の3世代別人口および構成比

(人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略より)



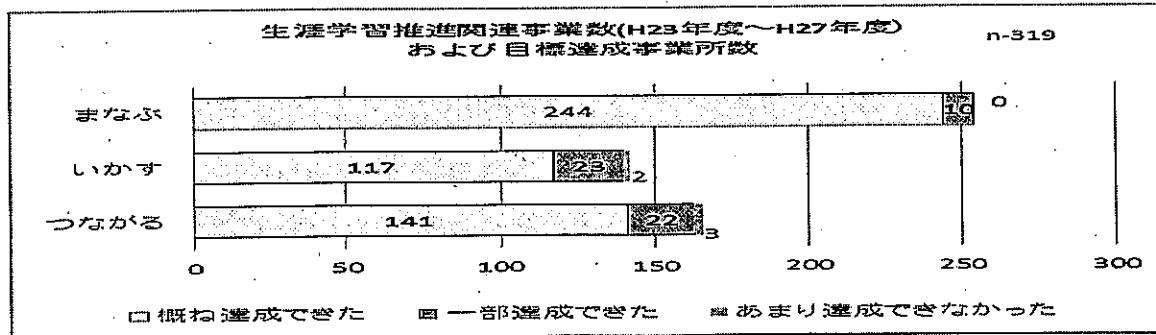
(2)国の方針

平成25年6月に策定された国の「第2期教育振興基本計画」では、生涯学習の基本的方向性を「絆づくりと活力あるコミュニティの形成～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～」とし、「互助・共助による活力あるコミュニティの形成」を目標として、学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など、人々が主体的に社会参画し、相互に支え合うための環境整備を推進する必要があるとされています。

また、平成27年3月には教育再生実行会議より、「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について、「多様な人材が担い手となる『全員参加型社会』を実現し、「教育がエンジンとなって『地方創生』」の取組が必要であると提言されています。

(3)滋賀県の生涯学習の成果と課題

平成23年度から平成27年度までの5年間にわたり、構想に基づいて生涯学習を進めてきた結果、団体・企業・行政等の連携・協働により、様々な学習機会が提供され、個人と社会のニーズに応じた学びの充実が図れました。一方、講座や研修等の情報の周知が十分できたとは言えず、学びの機会が活用されていない場合があることや、学びの成果を生かす機会や学びを通じた人と人、人と社会がつながる機会の提供が十分ではなかったことから、情報の周知や学びの成果を生かしたつながりの推進が課題となっており、その解決のためには、多様な主体との連携・協働を一層進めていくことが必要です。

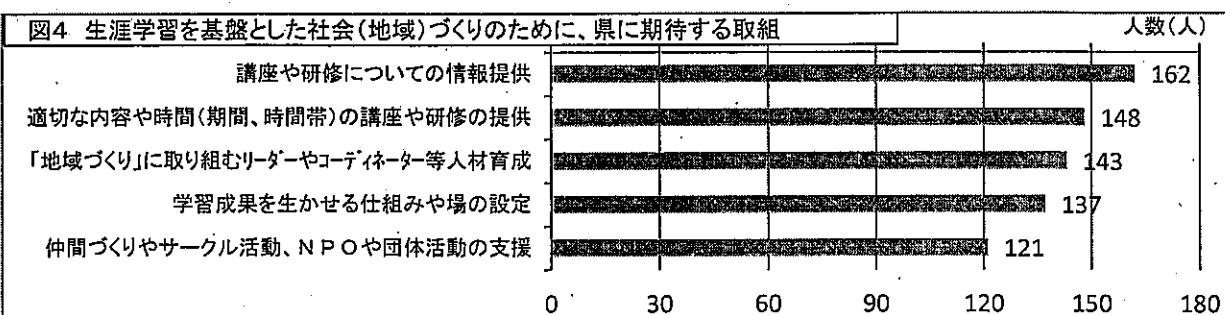
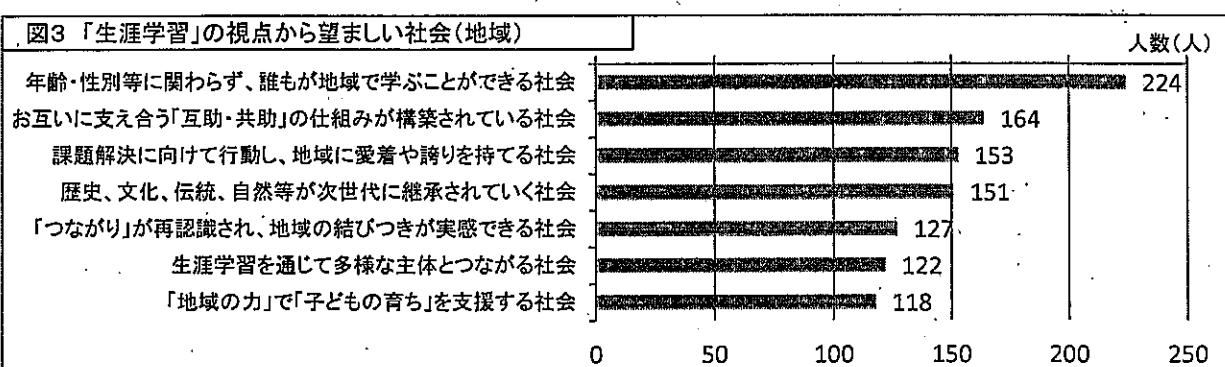
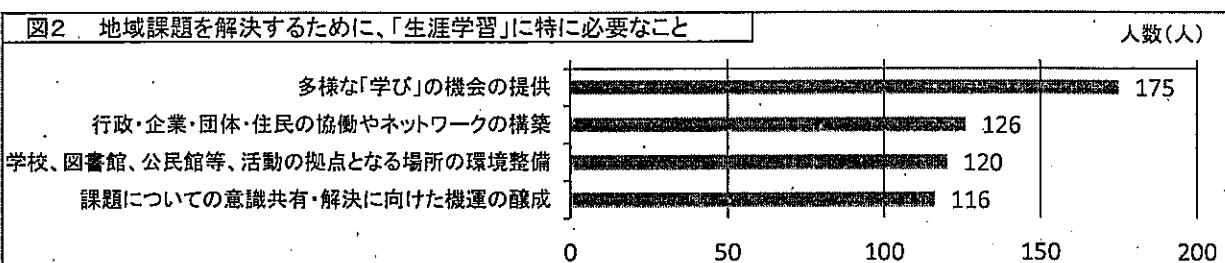
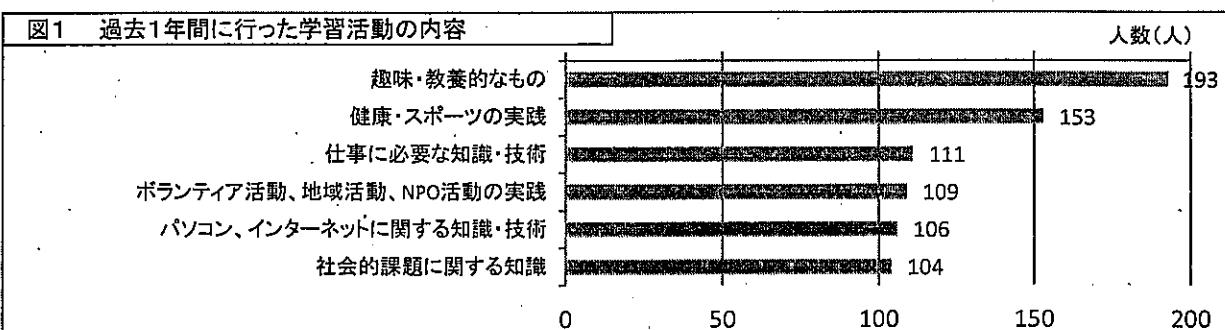


※「構想」に基づき、5年間に実施した生涯学習関連事業の中間検証結果 H27.6末現在

(4) 県政モニターアンケート結果

平成 27 年 10 月に「基本的な考え方」についてのアンケートを実施しました(対象者: 県政モニター 397 人、回答数: 329 人(回答率 82.9%))。

アンケートの結果、過去1年間に行った学習活動については、趣味・教養的なものその他、地域活動や社会的課題に関するものの回答も多くみられました(図1参照)。また、地域課題の解決のためには、多様な「学び」の機会の提供をはじめ各主体の協働・ネットワークの構築、拠点となる場所の環境整備、機運の醸成が必要とされていることがわかります(図2参照)。生涯学習を通じて望まれる社会の姿としては、誰もが地域で学ぶことができる社会をはじめ、互助・共助の仕組みがある社会、地域に愛着や誇りが持てる社会、歴史・文化・伝統・自然が継承されている社会となりました(図3 参照)。その社会の実現のために、県には、学習の機会・学習情報の提供、人材育成、学びの成果を生かせる仕組みや場の設定が望まれています。(図 4 参照)



※回答数が 100 未満のものは省略しています。

(5) 関係機関等からの意見

生涯学習に関わる各主体へのヒアリング等により、これから生涯学習に求めるものについて御意見をいただき、下記のとおり整理しました。

◆学習機会の提供の仕組みづくり

地域課題の解決に必要なことについて多くの人が学べるよう、多様な主体が連携し、様々な学習の機会を提供することが必要であり、その仕組みづくりが求められています。

◆情報の整理・発信

どこで、何を学べるのかといった学習情報や、学びの成果をいかす活動の場、すでに地域づくりに活躍している先進事例など、必要な情報を必要とする地域等に確実に届くよう情報を整理・発信し、学びたい人が学びたいことを学べるようにすることが求められています。

◆人材育成

地域の課題を解決するためには、自ら積極的に学び、行動し、地域で活動するリーダーや、それを支えるサポーター、また多様な活動主体と地域をつなぐコーディネーターなどの役割を担う人の存在が重要です。これらの人材の「育成」が求められています。

5 滋賀県における「生涯学習」の意義

本県では、現状と課題や関係機関等からの意見を踏まえ、生涯学習には次のような意義があると考えています。

① 一人ひとりが、学校教育、家庭教育、社会教育等において、生涯を通じて主体的に学ぶことで、個人の自立と協働に向けた意識や行動の変化をもたらし、「市民性」を育むもの

※「市民性」＝主体性と社会性を兼ね備え、自立・協働・創造できる資質

「市民」＝市民性を有する個人

◆生涯学習は、個人の「市民性」を育み、「市民」となる個人を育成するものです。生涯学習は、知識や技術の習得にとどまらず、意識変革や新しい視点を獲得し、活動につなげていくきっかけとなります。一人ひとりが学ぶことと生かすことは一体であることを意識して学び、「市民」として地域のことを考え、自ら行動・実践することが重要です。

② 「市民性」を育んだ一人ひとりが絆づくりや活力ある地域を創生し、社会的課題の解決を図るとともに、新しい豊かさを実感できる社会づくりに貢献するもの

◆生涯学習は、個人の知的欲求を満たし、人生を充実させる学習にとどまらず、新しい豊かさを実感できる社会をつくるものです。一人ひとりが社会における責任と役割を自覚し、地域の課題解決に向けた学習を通じて、積極的に社会に参画し、活力ある地域づくりの活動をすることで、人々の絆も深く結びます。生涯学習は、一人ひとりがその能力を發揮することで、人とつながる「学び」です。

6 目指す社会の姿

県民一人ひとりが主体的に学ぶことにより「市民性」を育み、人と人、人と社会がつながることで「新しい豊かさ」を実感でき、活力ある社会

滋賀県は、琵琶湖をはじめとする自然や、数多くの文化財などの豊かな財産があり、時代と共に変化する様々な課題と向き合いながら、次世代のためにこれらを守り伝えてきた歴史と伝統があります。

この貴重な財産や歴史と伝統に学びながら、県民をはじめ多様な主体が共通認識を持ち、互いに連携・協働して生涯学習を推進することで、豊かな滋賀の社会を目指します。

具体的には次のような社会をイメージしています。

- ◆年齢や性別、国籍等に関わらず、誰もが地域で学ぶことができ、また、その成果を地域で生かし、誰もが地域で活躍できる「全員参加型社会」
- ◆生涯を通じて様々な機会や場で主体的に学ぶことにより「市民性」を育成し、誰もが自分にとって可能な範囲でお互いに支え合うことができる柔軟な「互助・共助」の仕組みがある社会
- ◆住民自ら学びを通じて地域課題の解決に向けて行動し、地域に愛着や誇りが持てる社会
- ◆高齢者が心身ともに健康寿命を延ばすことによって、地域コミュニティを支える担い手として求められるなど、生き生きと生活し、地域で活躍することで世代間の交流が活発となる社会
- ◆「生涯学習」をまちづくりの基盤とし、学校、図書館、公民館等を「地域の拠点」として、一人ひとりが活力ある地域づくりに取り組んでいる社会
- ◆地域と学校が組織的に連携・協働し、地域の力で子どもたちの「市民性」を育むなど、子どもたちとの関わりの中で地域の活性化・コミュニティの構築を図る、学校と地域が共にある社会
- ◆優れた学びの環境を有する滋賀をフィールドとした取り組みを通じて、子どもたちをはじめ人々がたくましく生きる力を育んでいる社会
- ◆県民一人ひとりが地域づくりの主役として、「共助社会づくり」の担い手となる社会
- ◆誰もが、ライフステージに応じた消費者教育を受ける機会を得ることができ、自ら考え行動する消費者となる社会
- ◆すべての人が生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会
- ◆多様性を認め、人と人が豊かにつながり共に生きる、人権が尊重される社会

7 基本目標

社会の力で市民性を育み、活力ある地域を創生

目指す社会を実現するためには、自立し協働・創造する「市民性」を育み、「市民」を育て、互助・共助のある活力ある「地域」を創造し、「未来」=「次世代」へ継承することが求められています。学びから活力ある社会を目指すために、生涯を通じて学び、学びの成果を生かすことを大切にして、生涯学習を推進することが重要です。

社会の力で市民性を育み、市民が活力ある地域をつくる好循環が未来へつながっていくことを、基本目標として、実現に向けた取組を進めていきます。

8 重視する視点

基本目標を達成するために、次の重視すべき視点を各主体が共有して、生涯学習を推進します。

【重視する視点1】

市民性の育成

～主体性と社会性を兼ね備えた人づくり～

目指す社会を実現するためには、一人ひとりが「市民性」を育み、「市民」となることが求められます。高い学習意欲を持ち、自ら積極的に地域の課題等について学び、解決に向けて自ら考え、自ら責任と自覚を持って社会・地域に参画する人を育て、人とつながる能力を高める視点を持つ必要があります。

具体的には次のようなものがあります。

- ◆ 地域課題の解決に向けた活動に積極的に参加し、「共助社会づくり」の担い手となる人づくりを推進
- ◆ 多様な価値観を認め、対話と共生により、心豊かに生活しつつ、社会に貢献する人づくりを推進
- ◆ 地域を担うリーダーとして、地域の未来像を描き、地域社会の課題や願いを共有できる人づくりを推進
- ◆ 「新しい豊かさ」を実感できる社会をつくるため、新しい価値を創造する主体性と社会性を持つ人づくりを推進

【重視する視点2】

地域創生

～人口減少を踏まえ、「学び」を生かした互助・共助のある活力あるコミュニティづくり～

生涯にわたって学び続けることの成果の1つとして、生活に変化がもたらされ、地域で「やりがい」や「生きがい」を実感して暮らす楽しさが挙げられます。自分が誰かの役に立てる、自分が地域に貢献できることは、大きな喜びです。生涯にわたって学習し、その成果をいかして地域で活躍することは、地域の活性化につながります。一人ひとりが地域づくりの主役です。

また、多様な主体が交流することが、活力ある地域づくりにつながります。

具体的には次のようなものがあります。

- ◆ 地域を学び、地域を知ることで、誰もが地域への愛着や誇りを持てる地域づくりを推進
- ◆ 年齢や性別等に関わらず、誰もが自分にとって可能な範囲で主体的に社会に参画できる柔軟な「互助・共助」の仕組みがある地域づくりを推進
- ◆ 地域と学校の連携・協働を深めるネットワークを構築し、「地域に開かれた学校」「地域づくりに貢献できる学校」「地域の人々の拠り所となる学校」づくりを推進
- ◆ 地域にある学校、図書館、公民館等、人が集う場所であり、「教育」や「学習」を担ってきた施設を「地域の拠点」として、住民の主体的な地域課題解決やまちづくりの基盤となる「学び」と「行動」の支援を行うとともに、住民が「地域の拠点」を支え、活性化させる双方向の支援により、コミュニティを形成する地域づくりの推進の場として活用

【重視する視点3】

次世代への継承

～次代を担う子どもたちの育成と、目指す社会の姿、地域づくりの仕組みの継承～

「目指す社会」では、子どもたちは、地域のつながりによる見守り、支え合いの中で健やかに成長します。子どもたちは学校や家庭はもとより、地域の中で様々な世代の人々との関わりによって生きていく上で大切なことなどを学び、「市民性」を育むことで地域の一員、担い手として活躍することになります。

また、生涯にわたって学び、その成果を生かし、誰にもライフステージに応じた出番がある地域づくりを進めるとともに、生涯学習を基盤とした地域づくりの取組を継続していく必要があります。

具体的には次のようなものがあります。

- ◆学びの成果を地域に生かすこと、「生涯学習」による地域づくりの仕組みを構築し、次世代に継承
- ◆学校や家庭、地域、関係機関等が連携し、世代間の交流を深め、地域の力で子どもたちを育む社会をつくり、また、子どもたち自身も、地域の祭りや行事などの担い手となることで、地域を活性化し、その社会を次世代へ継承
- ◆滋賀の豊かな地域資源である先人の知恵、歴史、文化、伝統や美しい自然等を、「湖の子」等の体験活動を通じて学ぶ機会をつくり、長い歴史を通じて引き継がれてきた教育の営みを次世代へ継承

9 県の役割

主体的な「学び」を通じて自ら方向性を決定し、活動に至るプロセスを支援

地域課題の解決や地域づくりの仕組みが上手く機能するためには、その地域と人がつながることが必要です。分権型社会において地域住民により身近な市町が、地域の実情に応じて、地域と人をつなぐ「生涯学習」の第一義的な役割を担うことが重要です。県の役割は、県民や市町が主体的に取り組む「生涯学習」を通じた地域課題の解決や地域づくりに対する広域的な支援や基盤づくりとなります。地域の課題を明確にし、課題解決に向けた方向性を、住民自らが決めていくプロセスに対し支援が必要と考えています。

そのため、取組への機運を高めるための啓発や、取組に必要な多様な学びの機会に対し、広域的・専門的な情報を発信するとともに、学びの成果を生かす仕組みづくりを支援します。

また、市町の事業の支援、県立施設等における事業の実施、多様な主体を結ぶネットワークの構築を進めます。

学校教育、家庭教育、社会教育の連携支援

生涯学習には、学校教育や家庭教育、社会教育において行われる学習活動をはじめ、一人ひとりが自発的に行う学習活動全体が含まれます。県の役割はこれらを総合的につなぎ、生涯を通じた学びを支援すること、社会教育の充実を支援することであると考えています。

そのため、学校、家庭、地域が連携することで、誰もが、いつでも、どこでも学び合い、教え合う相互学習が活発に行われるような環境づくりを進めます。

10 県の施策展開の方向性

生涯学習を推進するため、「重視する視点」を踏まえ、体系的・総合的に施策を構築・推進します。

多様な学びの支援

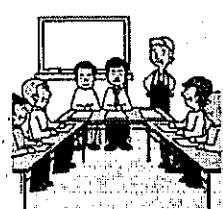
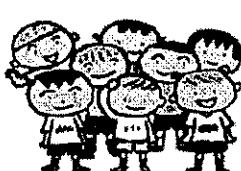
- ◆学びを得たい地域・学校・団体等のニーズに応えるため、多様な主体の協働による学習機会の提供および活用の仕組みづくりを推進
- ◆学習プログラムの収集・整理と情報発信を行い、必要な情報を周知することで学習プログラムの効果的な活用を図り、広域的・専門的な情報発信を推進
- ◆「湖の子」「やまのこ」「たんぼのこ」「ホールの子」「つちっこ」や、先人の知恵、災害経験、地域の歴史・文化財などにふれる体験学習の実施により、効果的な学習を推進
- ◆地域コミュニティにおける豊かなつながりの中で、家庭教育が行えるよう支援を推進

学びの成果を生かせる環境づくりの推進

- ◆互いに学び合い、教え合う相互学習を活発な地域づくりにつなぐため、社会全体で子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支える環境づくりを推進
- ◆図書館等社会教育施設を拠点に「生涯学習」を基盤とした地域づくりを推進する取組を支援し、住民が地域で学び、地域で活躍できる環境づくりを推進
- ◆健康寿命を延ばすことによって、高齢者がこれまでの知識や経験を生かして地域社会で貢献できる仕組みづくりを推進
- ◆学びの成果を生かし地域で活躍するための情報発信

連携・協働のネットワークの構築支援

- ◆この「基本的な考え方」を広く発信し、各主体が認識を共有するとともに、県民一人ひとりが考え、行動する契機となるよう機運を醸成
- ◆連携・協働による地域づくりを担う人材(活動リーダー、コーディネーター、ファシリテーター)等を育成し、人と人、人と地域のつながりを推進
- ◆地域と学校が組織的に連携・協働し、地域の力で子どもたちの「市民性」を育むなど、子どもたちとの関わりの中で地域の活性化・コミュニティの構築を推進
- ◆活力あるコミュニティが地域住民の学習活動を支え、また住民の学習活動がコミュニティを形成・活性化させる好循環の確立に向けて、学校や図書館等を「地域の拠点」として多様な住民のネットワーク・協働体制づくりを推進
- ◆地域社会の課題解決に取り組む団体や企業に対し支援を行うとともに、相互連携が進むよう広域的な交流の機会の提供や情報発信
- ◆広域的・専門的な情報の発信や先進事例の紹介等の支援を行い、市町の取組を支援



「(仮称) 滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」に係る主な意見等

【平成 27 年 6 月 1 日～23 日 市町訪問（「基本的な考え方」策定の趣旨説明）】

- 公民館がコミュニティーセンターになり、まちづくり協議会等で自らの地域を活性化するのが本来あるべき姿。「生涯学習」の概念を見直す必要があり、県の考え方を示してほしい。
- 県・市町の連携を密にしていきたい。
- 県独自のツールと市独自のツールを上手くつないでほしい。
- 決まった制度の推進ではなく市町の思いを受けて柔軟に協力・支援してほしい。
- 市民センターを拠点に学区単位での取り組みを推進しているが、実際は単位もばらばらで、取組も流動的。県に方向性を示してほしい。
- 他市町の地域づくりの取組の先進事例などの情報を発信してほしい。

【平成 27 年 6 月 4 日～24 日 事業所訪問】

- 講座や研修等は企業・団体等ができるることは任せて、県は全体の調整をしてほしい。各主体が学習機会を提供できる仕組みを作ってほしい。
- 地域で活動するリーダーやその活動を支えるサポーターを育てることが必要。
- 生涯学習に関する活動が活発な地域とそうでない地域の差が大きい。活動が活発でない地域での普及・啓発や、学びたい人が学べるように、どこで何を学べ、どのように学びの成果を生かせるかなどの情報発信をしてほしい。
- 県には、講座の「提供する側」と「受ける側」のマッチングのため、実際の講座の現場や、団体の活動の現場を見る機会のセッティングをしてほしい。
- 行政や企業・団体をつなぐコーディネーターを育成してほしい。

【平成 27 年 7 月 13 日 社会教育委員会議（「基本的な考え方」策定の趣旨説明）】

- 生涯学習は、就学前から、学校教育期、青年期、高齢期と生涯を通じての教育・学习である。「考え方」を子どもに限るべきではない。
- 地域のことは地域の人が話し合って、行政に要望するだけでなく、自分たちで企画から参加して汗を出して一緒に協働してやっていくのが本来の姿。
- 「どんな社会をつくるか」はできる範囲で今何をするのがよいのかという自分が関わるスタンスで考えていかないと批評家になる。大事なのは自分の充足感、喜びがあって初めて継続となり、次にバトンタッチできる。
- 「共に考えて、一緒に動く」が連携のキーワード。
- 県・市町が情報発信の源として、地域にあった生涯学習を展開する。
- 個々のニーズが多様化してきているので、「市民が個々のニーズに合わせて学べ、学びを通じて自立していくことができる」仕組み作りや情報提供が必要ではないか？

【平成 27 年 9 月 15 日 生涯学習推進本部幹事・連絡員会議（骨子案協議）】

- 「考え方」＝「県民をはじめ行政、関係機関の生涯学習に関する取組の基本的な理念や目指すべき姿、取組の視点や施策の方向性を示すもの」ではないか？

【平成 27 年 9 月 24 日 生涯学習推進本部員会議（骨子案協議）】

- 「滋賀県基本構想」や「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」とどうつながるのか記載してほしい。

【平成 27 年 10 月 6 日 常任委員会（骨子案説明）】

- 「健康寿命の延長」について骨子案に記述がないが、明記すべき
- 生涯学習における県と市町の役割の違いをわかるようにすべき

【平成 27 年 10 月 21 日 定例教育委員会（骨子案説明）】

- 社会が大きく変化していく中で、自ら学び自ら行動することが重要。こうした意識改革を促してほしい。
- 学校を拠点にすることについて、先生とマネジメントすることが必要。一時的にできても意識のある先生が異動すれば続かないので、継続する仕組みが必要。学校は体制を組みにくいので、地域と協力する体制を組めればよい。
- 地域の力が大切。
- 市民性があるが、「新しい公共」自分たちが主役ということも盛り込んでほしい。

【平成 27 年 10 月 8 日～26 日 県政モニターアンケート】

- 地域に根ざした活動を始めるきっかけがない。県はきっかけづくりにアドバイス的な活動をしてほしい。
- 学習した後の成果を活かす場やその後の学習につながる場が少ない。
- 情報が手に入らない。まずはあらゆる人に情報を周知させてほしい。

【平成 27 年 10 月 26 日～11 月 3 日 骨子案に対する市町意見照会】

- これからの中等教育行政は、「学校教育」「家庭教育支援」「社会教育」といった教育行政の枠だけにとらわれるのではなく、「まちづくり」や「高齢者・福祉」などを、地域住民、大学、民間団体等と連携、協働して実施する施策展開を支援するなど、社会教育行政の再構築を行ったうえで、「人づくり」や「絆づくり」を行っていく必要があるのではないか。

「(仮称)滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」骨子案

参考(H27.10.6常任委員会資料)

「(仮称)滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」の策定にあたって

■「考え方」の性格と役割

- ・教育基本法第3条の理念に基づき策定
 - (国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。)
 - ・「滋賀県教育振興基本計画(平成26年度～30年度)」の柱3「すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する」の考え方を踏まえ策定
 - ・平成28年度から平成30年度の3年間に、生涯学習に関する取り組みを推進するとともに、平成31年度以降の「第3期滋賀県教育振興基本計画」の策定に向けた審議等に生かす

■期間

- ・平成28年度～平成30年度(3年間)

現行「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」の成果と課題

■構想期間 平成23年度～平成27度(5年間)

■基本目標 つながりで未来を拓く 滋賀の生涯学習社会づくり～まなび いかす つながる～

■中間検証 「構想」に基づき、5年間に実施した生涯学習関連事業の中間検証結果 H27.6末現在

基本目標を達成するための3つの柱	まなぶ	いかす	つながる
事業数	267	147	176
全体事業数(319事業)に占める割合	83.7%	46.1%	55.2%
十分達成できなかった(80%未満)割合	3.7%	17.0%	14.2%

○主な成果：個人と社会のニーズに応じた学びの充実が図れた

(「まなぶ」は事業数も多く、達成度も高い)

○主な課題：学びの成果を生かす機会の設定と拡充、また学びを通した人と人、人と社会のつながりの推進については、十分図れたとは言えない

(「いかす」「つながる」は、「まなぶ」と比較すると事業数も少なく、達成度も低い)

国の方針

■第6期中央教育審議会生涯学習分科会(H25.1)

○社会の変化の中で求められるもの

- ・個人の自立(人づくり)に向けた学習
 - 学習の機会が得られ、学習を継続でき、学習成果を社会生活や職業生活に生かすことができる生涯学習社会の実現
- ・絆づくり(社会関係資本の構築)・地域づくりに向けた体制づくり
 - 人材の育成・確保(コーディネーター・ファシリテーター)、集う場の確保、ネットワークの構築

■第2期教育振興基本計画(H25.6.14)

○教育行政の基本的方向性

- ・社会を生き抜く力の養成、絆づくりと活力あるコミュニティの形成～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～ 等

■教育再生実行会議第6次提言(H27.3.4)

～「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について～

- ・社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ
- ・多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ
- ・教育がエンジンとなって「地方創生」を

社会状況の変化

■本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

■価値観の多様化とつながりの希薄化

■暮らしを取り巻く状況の変化

(全員参加型社会の必要性の高まり、子どもを取り巻く課題と教育への期待の高まり)

滋賀における「生涯学習」の意義

- 一人ひとりが、学校教育、家庭教育、社会教育等において、生涯を通じて主体的に学ぶことで、個人の自立と協働に向けた意識や行動の変化をもたらす。

- 絆づくりや活力ある地域づくりに結びつき、社会的課題の解決を図る。

「基本的な考え方」で目指す社会の姿

- 県民一人ひとりが主体的に学び、その学びを生かして地域で活動し、人と人、人と社会がつながることで「新しい豊かさ」を実感でき、活力ある社会

【イメージ】

- 学校、図書館、公民館等を「地域の拠点」として、「生涯学習」をまちづくりの基盤とする社会
- 学校だけでなく、生涯を通じて様々な機会や場で主体的に「学ぶ」ことができ、その気づきを社会に「いかす」行動や活動につなげ、多様な主体とつながる社会
- 子どもから高齢者まで、誰もが地域で学ぶことができ、地域で活躍できる「全員参加型社会」
- 県民一人ひとりが社会の一員としての役割や責任を自覚して行動し、地域で「子どもたちの育ち」を支えていく社会

基本目標および重視する視点

■基本目標 人を育み地域をつくり未来へつなぐ 滋賀の生涯学習～学びから活力ある社会を～

■市民性の育成

～自ら学び、自ら考え、自ら責任を持って社会に参画する人づくり～

- ・多様な価値観を認め、対話と共生により自ら豊かに生活しつつ、社会に貢献する人づくり
- ・地域の未来像を描き、地域・社会の課題や願いを共有できる人づくり
- ・新しい価値を創造する主体性と社会性を持つ人づくり

■地域創生

～「学び」を生かして互助・共助のある活力あるコミュニティを形成～

- ・「学び」を通して、誰もが地域に愛着や誇りを持てる地域づくり
- ・誰もが可能な範囲で主体的に社会に参画できる柔軟な「互助・共助」の仕組みがある地域づくり
- ・学校、図書館、公民館等を「地域の拠点」としてコミュニティを形成する地域づくり

■次世代への継承

～次代を担う子どもたちの育成と、目指す社会の姿を次世代への継承～

- ・世代間の交流を深め、「地域の力」で子どもたちを育む社会を次世代へ継承
- ・滋賀の地域資源(先人の知恵、歴史、文化、伝統や豊かな自然など)を体験を通して次世代へ継承
- ・一人ひとりの「学び」が生かされ、誰もに出番がある地域社会を次世代へ継承

県の役割と施策の方向性

■県の役割 主体的な「学び」を通じて活動に至る「プロセス」を支援

学校教育、家庭教育、社会教育の連携支援

(多様な学びの機会の提供と生かす仕組みづくり、人材育成、情報発信、ネットワークづくりなど)

■施策の方向性

- 学校と地域の連携・協働を深めるネットワークの構築
- 豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実
- 図書館等を拠点に「生涯学習」を基盤とした地域づくりなど